

介護認定を受けている利用者の負担金は

患者負担金 = **訪問診療** + **治療費** + **指導**

訪問診療 (人数 866点・283点・143点
急対応 (170点・55点)
訪補助 (110点・45点))

治療費 (<50 / 100 加算>
Pul・Per Ext 切開
義歯修理)

指導 (歯在管140点
機能管理50点
503・352単位)

	介護認定なし	介護認定あり
施設	医療保険	医療保険
在宅	医療保険	介護保険+医療保険

外来診療と在宅訪問診療@歯援診の診療対価比較

866点+170点+110点+介護503単位+352単位=2001点

<施設>

- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム: **特養**)
- 介護老人保健施設 (**老健**)
- 介護療養型医療施設
- 歯科のない医療機関
- 療養施設(入所)
- 更生施設(入所)

<人数>

- 一人のみ(20分以上)
訪問1: 866点
急対応170点 +DH診補助110点
- 2~9人 (20分以上)
訪問283点+急対55点+補助45点
- 10人以上(20分未満)
訪問143点+急対55点+補助45点

<医療保険>

- 在宅患者歯科治療総合医療管理料
在歯管 :140点(一般は130点)
機能評価加算 :50点
※3か月に1回は再評価
- 訪問歯科衛生士指導料(20分以上)
訪衛指 :360点

場所

訪問診療

指導

<居宅・居宅等>

- 居宅(一戸建て住宅)
- マンション・アパート等集合住宅
- **グループホーム・有料老人ホーム**
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)
- 高齢者専用賃貸住宅(**高専賃**)
- **養護老人ホーム**
- 小規模多機能ホーム(宿泊)
- サービス付き高齢者住宅(**サ高住**)

<人数>

医療保険算定は上記と同様

<病名>

- **摂食機能障害** ● **口腔乾燥症**
- 義歯関係(不適) ● P関係
- その他治療に対する病名

<介護保険>

- 歯科医師居宅療養指導:503単位
歯科医師居宅療養複数:452単位
※少なくとも3か月に1回は再評価
と**医療保険による算定が必要**
- 歯科衛生士居宅療養 :352単位
歯科衛生士居宅複数 :302単位

本来の医療指導が在宅では介護算定となる

その他の口腔ケアに関わる医療保険

- **在宅かかりつけ歯科診療所加算（訪問1の加算）⇒+100点**
直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上あり、そのうち、8割以上が訪問 I（866点）を算定していること。
- **在宅緊急時等カンファレンス料⇒200点**
いわゆる「サービス担当者会議」のことで、歯科衛生士単独でも算定可能。
- **退院時共同指導 I @歯援診⇒600点（一般診療所は300点）**
退院前に病院での共同指導に参加し、説明・文書提供した場合に算定。
歯科衛生士単独でも算定可能。
- **摂食機能療法⇒185点（月4回まで）**
摂食機能障害を有する患者に、診療計画書にもとづき30分以上
訓練指導を行った場合、月4回算定可能（ただし3か月以内は別途算定可）
- **その他（医科の算定項目）⇒+100点（歯科医療機関連携加算）**
在宅療養支援診療所が歯援診に情報提供をした場合算定する。